

集団指導項目・目次

I. 実地指導について

- 1 実地指導の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 よくある指摘事項及び適正かつ適切な運営に向けて・・・・・・・・・・・・ 8

II. 義務的取組の着実な実施に向けて

- 1 虐待防止の更なる推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2 身体拘束の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 3 感染症対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 4 業務継続計画の策定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

III. サービスの質の向上に向けた取組等について

- 1 意志決定支援ガイドラインを踏まえた利用者支援・・・・・・・・・・・・・・
- 2 障害者虐待の内部通報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 3 ピアサポーター研修等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

I. 実地指導について

1 実施指導の流れ (1)実地指導の根拠 (法律)

◆ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(厚生労働大臣又は都道府県知事の自立支援給付対象サービス等に関する調査等)

第十一条

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、報告若しくは当該自立支援給付対象サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。

(報告等)

第四十八条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

※ 実地指導は、国や沖縄県、市町村が実施します。

※ 求められた資料は全て提出又は提示するようお願いいたします。

I. 実地指導について

1 実施指導の流れ (2) 実地指導の進め方と確認する内容

◆ 事業所で準備する書類

- ・ 事前に提出する「事前調書・定員超過状況表」と添付書類、当日事業所にて準備する書類があります。事業所で準備する書類は、あらかじめ送付する通知文に記載します。

※ 事業所の概要や利用状況等を記載した事前調書を実施前に提出。

給与や個人情報、支援記録等プライバシーに関わる書類や量が多い書類については、当日、現場にて準備。

◆ 対応が求められる職員

- ・ 事業所運営について説明ができる者（管理者又はサービス管理責任者等）
- ・ 報酬に関する説明ができる方（請求事務担当職員）
- ・ 当日は面談形式で資料を見ながら説明をしていただきますので、担当職員の方は常に同席してください（全員待機する必要はありません。1対1で結構です）。

I. 実地指導について

1 実施指導の流れ (2)実地指導の進め方と確認する内容

◆ 実地指導で確認する内容

- ・ **人員配置基準**を満たしているか、時間帯や曜日によって基準以下になることがないか。
- ・ **請求の算定**に誤りがないか。加算の要件を理解した上で、要件を全て満たしているか。
- ・ **請求の根拠となる記録（利用日や利用時間、送迎、食事等の有無など）**が整備されているか。
- ・ **個別支援計画に基づいた適切な訓練や療育を行っているか。**
- ・ **苦情、事故、虐待・身体拘束、研修、避難訓練、利用者個々の支援記録等全て揃っているか。**
- ・ **実施場所や配置職員を含め、届出の内容通りの運営となっているか。**

※ **監査ではないので全数調査ではありません。
支援や事務の流れが適切かを確認する作業になります。**

I. 実地指導について

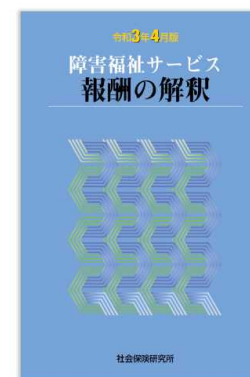
1 実施指導の流れ (2)実地指導の進め方と確認する内容

- ◆ 基本的には、人員・設備・運営に関する基準が守られているか、報酬について誤った請求をしていないかを確認します。
- ◆ 下記のハンドブックなどを元に確認を行います。
- ◆ **特に、加算の要件については必ずハンドブック等や報酬告示（留意事項）を確認してください。**

事業者ハンドブック（報酬編）

事業者ハンドブック（指定基準編）

報酬の解釈



I. 実地指導について

1 実施指導の流れ (3)実地指導で指摘が見つかった場合

- ◆ 基準（人員配置、設備）を知らなかった。
- ◆ 報酬の内容を把握していなかった。
- ◆ 加算の要件を知らなかった（前任がそう言った）。
- ◆ 管理者（又は事務員、退職した職員）に任せていた。

⇒ 沖縄県は、事業者に対して事業を指定をしているので、代表者が内容を把握していないなど、一切考慮しません。

⇒ 違反が見つかった場合は、是正及び給付費等の返還を求めるとともに、意図的など悪質な場合は「**指定の取消等の行政処分**」となります。

- ◆ 人員配置については雇用契約書や給与明細や賃金台帳だけでなく、銀行の振込通知書の控えやオンライン明細の提示を求めることがあります。
- ◆ また、配置に疑義がある際は、後日、職員の住民票や源泉徴収票、所得証明書など公的機関が発行する書類等を確認することもありますので、ご協力をお願いします。

I. 実地指導について

1 実施指導の流れ (4)行政処分の根拠 (法律)

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(中略)

三 指定障害福祉サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。

四 指定障害福祉サービス事業者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

五 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。(中略)

⇒ 全て事業者である法人の責任です。

⇒ 職員のミス、過失であっても責任を負うのは法人です。

I. 実地指導について

1 実施指導の流れ (5)実地指導後の対応

- ◆ 実地指導終了後、文書指摘が必要な場合は数日以内に文書指摘に関する通知文を送付するので提出期限内（概ね1か月以内を目途）に改善報告書を提出してください。
 - ◆ その際、変更届出が必要なものについては、改善報告書の提出とは別に通常の手続きとして変更届出等を行ってください（改善報告書には変更届出書の写しを添付）。
 - ◆ 実地指導当日確認できなかった内容については、後日追加で書類の提出を依頼することもありますのでご協力をお願いいたします。
 - ◆ 前回指摘されていなくても誤りがあった場合は、真摯な対応をお願いします。
 - ◆ 沖縄県が実施する実地指導については、障害福祉サービスの指定権者及び給付費の負担者として内容を確認するものです。
なお、給付費を負担している国又は市町村についても同等の権限がありますので、県の実地指導とは別で実地指導・監査が行われる場合にはご協力をお願いいたします。（県の指導では指摘はなくても国の検査で返還等命じられる場合があります）。
- ※ 社会福祉法人に対して行う **沖縄県子ども生活福祉部**福祉政策課の法人監査は別のものです。

1. 実地指導について

2 よくある指摘と適正かつ適切な運営に向けて

(1) 人員に関すること

- ・ 児童発達管理責任者又はサービス管理責任者が必要な研修を受けていない。
- ・ 児童発達管理責任者又はサービス管理責任者が専従ではない。
(別の事業所又はサービスの児発管・サビ管を兼務している。)
別法人の事業所での同一時間帯の兼務は一切認めません。
- ・ **別事業所の職員が利用者を合同で支援し、人員配置を適切に分けていない。**
- ・ 夜勤等の人員配置や加配加算を満たしているか確認できるシフト表になっていない。
(例：夜間支援員や看護職員の加算など。)
- ・ **指定申請書又は変更届出書に記載されている人員配置になっていない。**

⇒ **人員配置については、職員の入れ替わりの都度、要件等を確認すること。**

1. 実地指導について

2 よくある指摘と適正かつ適切な運営に向けて

(2) 報酬に関すること

- ・ 児童発達支援管理責任者とサービス管理責任者が兼務しているが、各定員規模で報酬を算定。
(者20名、児10名の計30名で請求すべきところ、各々20名と10名の高い報酬で算定など)
- ・ 加算の要件がいくつかあるが、満たしていない要件がある。
- ・ 職員の入れ替わりで加算の区分が変わったり要件を満たさなくなりましたが、そのまま算定。
(福祉専門職員配置加算や指導員加配加算など)
- ・ 記録が必要な加算にも関わらず、適切な記録をしていない(欠席時対応加算など)
- ・ 加算の算定の計算で、対象外の職員を計算に含めている(サビ管や非常勤など)

⇒ 毎月、請求の際に加算要件を全て満たしているか確認すること。
加算要件に変動が生じる場合には、変更届出を行うこと。

1. 実地指導について

2 よくある指摘と適正かつ適切な運営に向けて

(3) 個別支援計画に関すること

- ① 個別支援計画の中身がない又は画一的である。個別支援計画の内容に変化がない。又は目標が未達にも関わらず支援方法が変わらない。

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第7章から第15章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「**個別支援計画**」という。）を作成し、**これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。**

⇒ **ただ単に利用者を預かって面倒を見ているわけではなく、** 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、**これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供する必要があります。**

1. 実地指導について

2 よくある指摘と適正かつ適切な運営に向けて

(3) 個別支援計画に関すること

- ② 個別支援計画を作成するための職員会議を行っていない又は記録がない。
半年に1回以上（サービスによっては3か月に1回）、モニタリングを行っていない。
モニタリングの際に利用者や保護者と面談していない。
個別支援計画を利用者に説明していない、同意をもらっていない。

⇒ 個別支援計画を作成する際のアセスメント及び職員会議、6か月に1回以上のモニタリングの実施状況など必要な手続きが取られているかに加え、その内容が適切な内容になっているか。

個別支援計画が形式的に整備されていても内容が不十分な場合は、「個別支援計画未作成減算」が適用される場合があります。

1. 実地指導について

2 よくある指摘と適正かつ適切な運営に向けて

(3) 個別支援計画に関すること

③ サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者ではない他職員に任せている。

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(療養介護計画の作成等) ※全事業準用。居宅介護など訪問系は第27条

第60条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画
(以下この章において「療養介護計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

1. 実地指導について

2 よくある指摘と適正かつ適切な運営に向けて

(3) 個別支援計画に関すること

③サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者ではない他職員に任せている。

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(療養介護計画の作成等) ※全事業準用。居宅介護など訪問系は第27条

第60条 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。